

公共下水道事業

受益者負担金制度のあらまし



日向市

目 次

暮らしの中の下水道	1
下水道があると、ないとでは・・・、下水道のしくみ	2
下水道の役割とその効果	3
下水道をつくる費用は	4
受益者負担金制度について	5
1. 受益者負担金制度とは	5
2. 負担金が賦課される根拠	6
3. 負担の対象となる土地は	6
4. 負担金を納めていただく受益者	6
5. 納める負担金の額は	7
6. 負担金の納期と納付方法	8
7. 負担金の一括納付者には報奨金が	9
8. 負担金の徴収猶予と減免	10～13
9. 受益者負担の申告について	14
10. 申告書の発送から納付まで	15
11. 受益者に変更があった場合は	16
12. 受益者負担金に関するQ&A	17～21

暮らしの中の下水道

下水道というと、道路にある側溝（ミヅ）や排水溝と誤解されることがあります。

これらは本来、雨水を流すための施設ですが、下水道、つまり**公共下水道**と呼ばれるものが完備されていないので、便宜的に生活雑排水などの汚水も一緒に流しているものです。

それでは、公共下水道とはどのようなものか説明しましょう。

皆さんの家庭で排水される台所・風呂・便所等の汚水、工場や事業所から排除される汚水等を、区域内に敷設された下水道管（**汚水管**）に流し、それらを**日向市浄化センター**へ集め、化学的・衛生的に、きれいな水に処理して、河川に放流するものです。従って、下水道が整備されると清潔で快適な水洗トイレが使えるようになり、側溝（ミヅ）や排水溝に生活雑排水などの汚水が流れなくなるため、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生を防ぎ、公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全に役立ちます。

下水道は、私達が使った水をきれいにして、川や海にかえす施設です。

下水道は豊かな自然を守り、快適な都市の環境を守るのに欠くことのできない施設なのです。

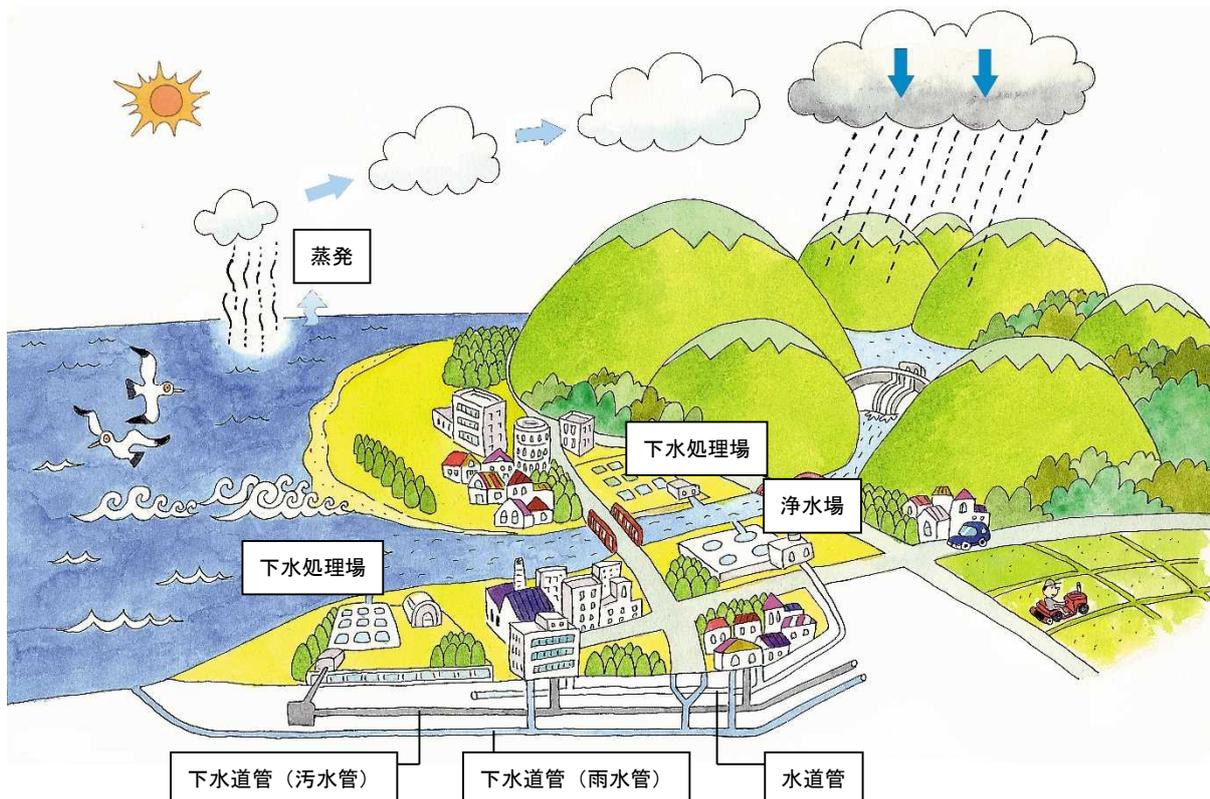


下水道があると、ないとでは・・・



下水道のしくみ

台所や風呂、洗濯、水洗便所などで使われた汚水や工場などから出る汚水は、下水道管を
通って処理場まで運ばれ、ここできれいな水になり川へ戻ります。また、雨水は、別の
管で運ばれて直接川へ流れ込みます。

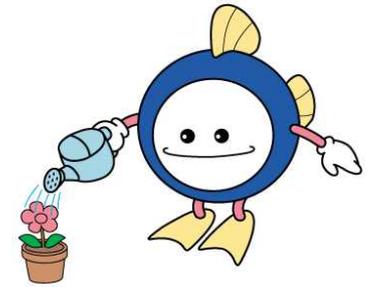


下水道の役割とその効果

1. 街がきれいで住みよくなります（衛生環境の向上）

側溝（ミゾ）や排水溝に生活雑排水などの汚水が流れなくなるので、蚊やハエなど害虫の発生を防ぎ、街の中を清潔で美しい環境にします。

また、快適な水洗便所が使えるようになり、汲み取り便所の不快な悪臭がなくなります。



2. 川や海がきれいになります（水質保全）

現在河川には、生活雑排水である汚水がそのまま流され、悪臭、洗剤の泡立ちなどにより大変よごれているところもあります。下水道の整備により、家庭や工場から排出される汚れた水は、日向市浄化センターできれいに処理されて川に放流されます。このため汚れた水は直接川に流れ込まなくなり、川や海はきれいになります。



3. 浸水の不安がなくなります（浸水対策）

雨水管きよの整備により、台風や豪雨などによる大量の雨水は速やかに川に放流され、浸水から人々の生活や財産を守ります。

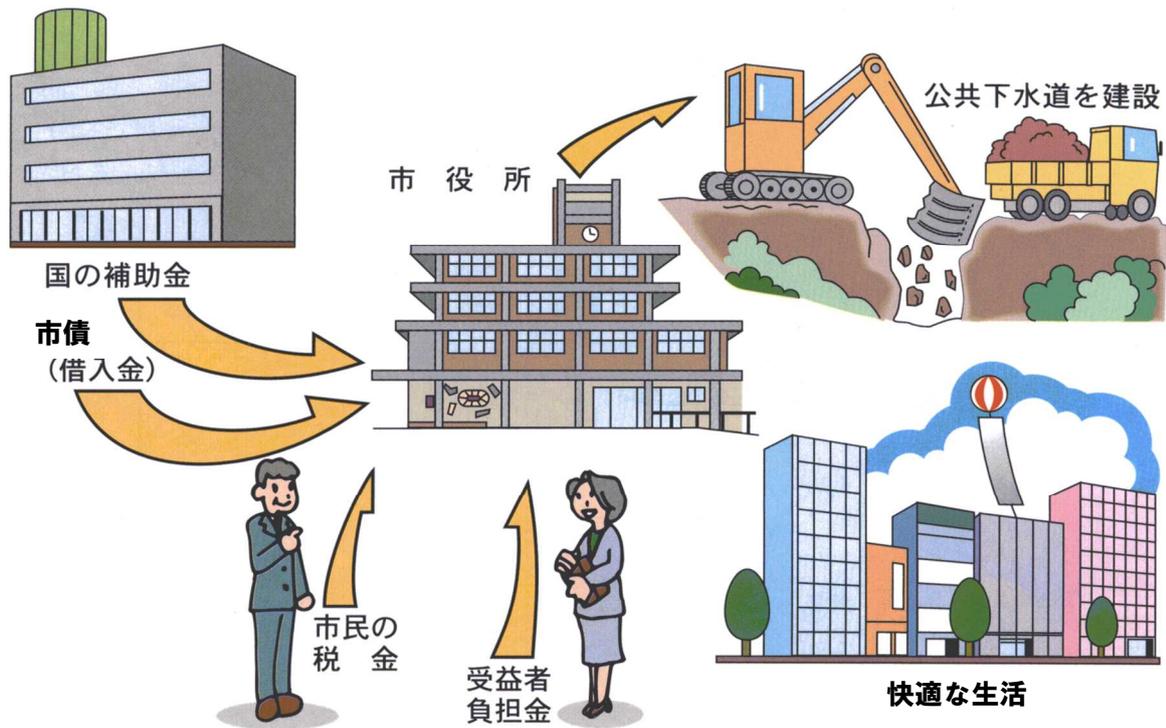
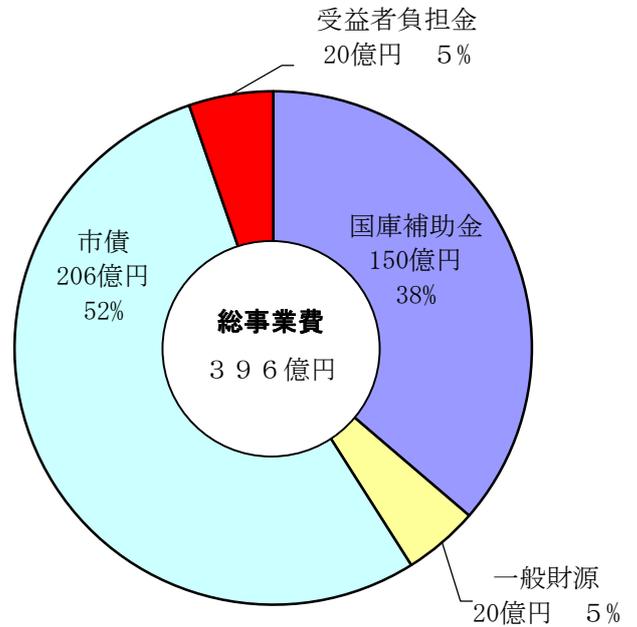


下水道をつくる費用は

私たちのまち日向市に下水道を建設するためには、巨額の資金が必要となります。昭和49年度から事業を進めて、令和6年度までに約868haの整備が済み、令和6年度までの事業費の合計は、約396億円になっています。

このような多額の費用は、市の単独予算ではまかないきれません。そこで早期に下水道を整備するために、国・県からの補助金や市債（市が国等から借りる資金）を充当していますが、その他に市民の皆さんのご協力（特に受益者負担金や市費等）をいただいて下水道の建設を進めてきています。

日向市公共下水道事業の財源内容
(昭和49年度～令和6年度)



受益者負担金制度について

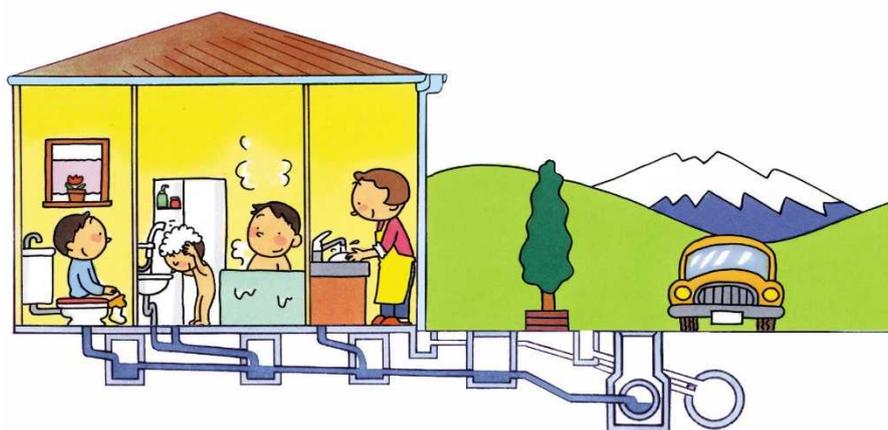
1. 受益者負担金制度とは

下水道の整備によって、排水区域はすべて有形無形の利益を得ることができます。つまり、下水道が整備されることにより、汲み取り便所を水洗化することが可能となり、安全性・快適性が高まり、土地の有効な利用がはかれるなど、周辺環境が改善され、より健康的で文化的な生活が向上します。

下水道事業に要する費用の財源は、国・県からの補助金のほか、市債（借金）及び市費等となっています。このうち市で負担する費用は、市債の償還を含めて税金等でまかなっているわけです。

この税金等は、日向全市民からの収入ですが、下水道を利用できる人たちは下水道整備地区内に限られます。これらの区域に要する整備費用を、全額市費等の全市民からの収入でまかなうことは妥当ではありません。

そこで、下水道の利便性を受ける処理区域の人たちに、この受益の限度内において事業に要する整備費用の一部を負担していただくもので、これは、整備されない地域との格差による「**市民負担の公平の原則**」にも合致することになります。これが「**下水道事業受益者負担金**」です。



2. 負担金が賦課される根拠

下水道は、街路や公園と同じく、都市計画事業として施行されます。

そこで、都市計画法第75条第2項の規定に基づき定められた「日向市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」により下水道事業区域内の受益者の方々に事業費の一部を負担していただくものです。



3. 負担の対象となる土地は・・・

負担金を納めていただく区域は、排水区域の地形によって区分された地域を対象に公告します。

この公告された区域内にあるすべての土地は、所有者（個人・法人・官公庁等）又は、土地の使用状態（宅地・田畑・私道・神社・学校等）による区別なしに負担金を納めていただく対象地となります。ただし、実情により減免又は猶予等の措置もあります。

なお、**負担金はその土地について一度だけのものです。**

4. 負担金を納めていただく受益者は・・・

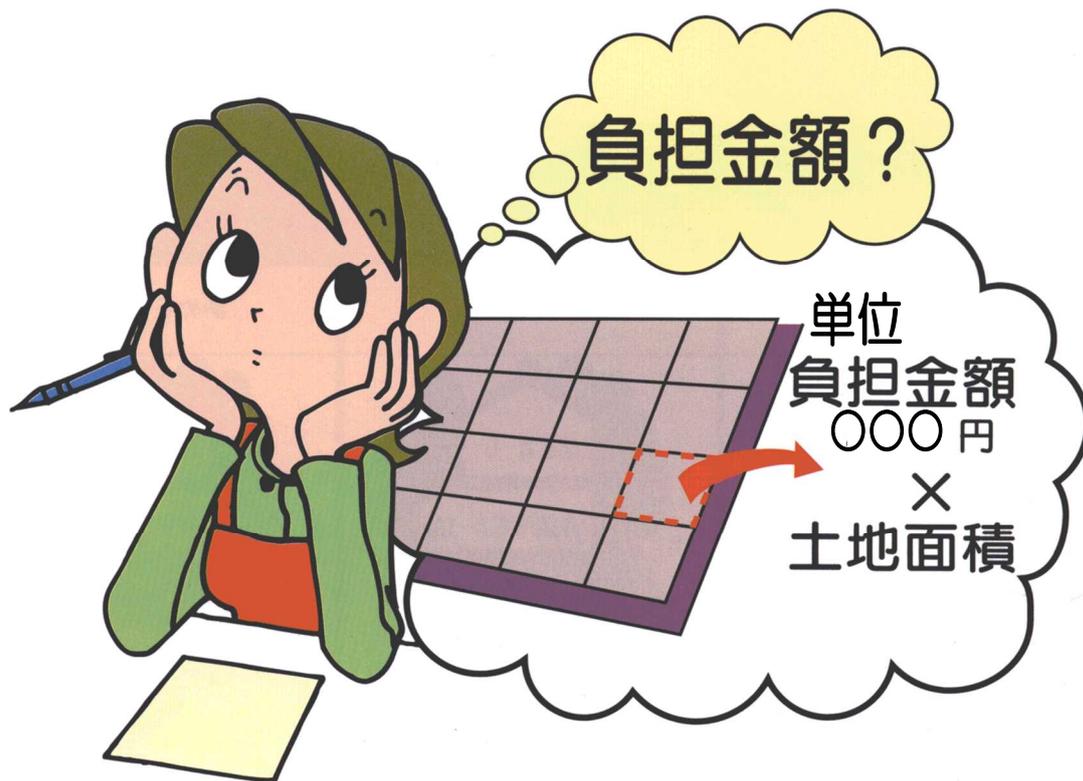
下水道が整備される区域内のすべての土地が、負担の対象となり、その土地を所有している方が受益者です。ただし、その土地に地上権・質権・使用貸借・賃貸借などの権利がある場合は、それぞれの権利者が受益者となり負担金を納めていただくこととなります。

（ただし、一時使用の場合を除きます。）

5. 納める負担金の額は

受益者のみなさんに負担していただく負担金の総額は、排水区域内に所有する土地の面積に応じて、**1平方メートル当たりの単位負担金額**を乗じて算出します。

単位負担金額は、各処理区・負担区により異なります。



《例えば》単位負担金額が460円/㎡の場合

(1) 受益地面積が**231.40㎡ (約70坪)**の土地の場合

$$231.40\text{㎡} \times 460\text{円} = 106,444\text{円} (10\text{円未満切捨})$$

106,440円となります。

(2) 受益地面積が**330.57㎡ (約100坪)**の土地の場合

$$330.57\text{㎡} \times 460\text{円} = 152,062\text{円} (10\text{円未満切捨})$$

152,060円となります。

6. 負担金の納期と納付方法



受益者負担金は**分割納付**と**一括納付**があります。**分割納付**は、受益者のみなさんが納めやすいように、負担金総額を5年に分割し、さらに年4回の延べ20回に分けて納付していただきます。

納 期	
第1期	6月1日～6月末日
第2期	8月1日～8月末日
第3期	11月1日～11月末日
第4期	2月1日～2月末日

受益者負担金の納付は、**一括納付制度** **銀行口座振替制度** をご利用ください。

《例えば》単位負担金額が460円/m²の場合

231.40m²（約70坪）の土地の場合、受益者負担金総額は**106,440円**であることは先に述べましたが、

106,440円 ÷ 20回 = **5,322円**（100円未満の端数は第1回目の納付額に加算されます。）

$$\diamond \text{第1回目} \quad 5,322\text{円} + (22\text{円} \times 19\text{回}) = \quad \mathbf{5,740\text{円}} \cdots \cdots \text{①}$$

$$\diamond \text{第2回目以降} \quad 5,322\text{円} - 22\text{円} = \quad \mathbf{5,300\text{円}} \quad (1\text{回分})$$

$$5,300\text{円} \times 19\text{回} = \quad \mathbf{100,700\text{円}} \cdots \cdots \text{②}$$

$$\text{①} + \text{②} = \mathbf{106,440\text{円}}$$

期別 年度別	第1期	第2期	第3期	第4期	年度額
1年度目	5,740円	5,300円	5,300円	5,300円	21,640円
2年度目	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円	21,200円
3年度目	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円	21,200円
4年度目	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円	21,200円
5年度目	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円	21,200円

7. 負担金の一括納付者には報奨金が . . .

負担金を一括納付または納期前納付していただきますと、たいへん有利な報奨金制度があります。

報奨金の計算方法は、納期前に納付した負担金の期別納付額（第2回目以降の各期の負担金額）に納期前に納付した納期数に応じ、金利相当分として次の表による率を乗じて得た額となります。ただし、報奨金の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。また、報奨金の総額が100円未満の場合は交付されません。

前納報奨金交付率表

納期前に納付した納期数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
報奨金交付率(%) (前納した期別納付額に対する割合)		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
期別納付額に 乗じる率(%)	19期分全額前納した場合	209																			
	18 "	189																			
	17 "	170																			
	16 "	152																			
	~~~~~																				
	4 "	14																			
	3 "	9																			
	2 "	5																			
1 "	2																				

ただし、負担金の徴収猶予または減免の対象となった土地に係る負担金については報奨金を交付しません。

《例えば》 先の例で、負担金全額が**106,440円**であったとして、

### (1) 全期一括する場合 (19期分全額前納)

第1期目に**全額**を一括納付した場合、期別納付額は**5,300円**ですので

$$5,300円 \times 209 / 100 = 11,077円 (10円未満切捨)$$

**11,070円**となります。

### (2) 年度一括する場合 (3期分全額前納)

第1期目に当該年度分の**金額**を一括納付した場合、

$$5,300円 \times 9 / 100 = 477円 (10円未満切捨)$$

**470円**となります。

## 8. 負担金の徴収猶予と減免

### (1) 徴収猶予

負担金は一律に賦課されますが、賦課対象土地が農地等の場合は、その状況により負担金の徴収を猶予します。また、震災・風水害等の不可抗力による災害・盗難・病気等により著しい被害を受けた場合など、その程度により負担金の徴収猶予が受けられます。

徴収猶予を受ける場合は、**下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書**を提出していただきます。なお徴収猶予が取り消された場合は、猶予期間中の負担金は一括徴収されます。

徴収猶予の基準は、次のとおりです。

#### 受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予項目	被害等の程度	猶予期間	摘 要
1. 係争中の土地		受益者の決定(判定)の日まで	
2. 農地その他これに準ずる土地		現況が農地その他これに準ずる土地に該当しなくなった日まで	
3. 受益者がその財産について震災、風水害(災害救助法の適用を受けるもの及びこれに準ずる災害)火災を受け又は盗難にかかったとき	震災、風水害 (1)被害程度が 30% 以上 (2) 同 50% 〃 (3) 同 100%	1年以内 1年6月以内 2年以内	公の罹災証明書が取得できるもの
	火災 (1)被害程度が 30% 以上 (2) 同 50% 〃 (3) 同 100%	1年以内 1年6月以内 2年以内	消防署の罹災証明書が取得できるもの
	盗難 (1)被害程度が 30万円以上 (2) 同 50万円 〃 (3) 同 100万円 〃	1年以内 1年6月以内 2年以内	警察署の盗難届出証明書が取得できるもの
4. 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により、長期の療養を必要とするとき	(1)療養期間が 1年以上 (2) 同 3年 〃	1年以内 2年以内	医師の診断書が取得できるもの
5. 受益者がその事業につき著しい損失を受けたとき		受益者の実態を調査の上、2年を限度として市長が決定する	
6. その他、市長が特に徴収猶予することが必要であると認められる土地		特に市長が認めた期間	土地の状況により、公共下水道施設による汚水の排除が不可能な土地等

## (2) 減免

墓地・境内地・各種学校用地・公道と同様に公共の用に供している私道、自治会が管理運営する集会所の土地、または生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合など、その実情により負担金の全部もしくは一部の減免を受けることができます。

※ 減免を受ける場合は、**下水道事業受益者負担金減免申請書**を提出していただきます。

減免の基準は、次のとおりです。

### 受益者負担金徴収減免基準

区分	減免の対象となる土地	減免率	備考
1 条例第8条第1項に規定する国又は地方公共団体が公共の用に供している土地	(1) 公共の用に供する土地	100%	道路、公園、河川、広場等
2 条例第8条第2項第1号に規定する国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	(1) 学校用地	75%	大学、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、高等専門学校等
	(2) 社会福祉施設用地	75%	保護施設、老人福祉施設、母子生活支援施設、障害者支援施設、保育施設等
	(3) 警察法務収容施設用地	75%	刑務所、拘置所、少年院等
	(4) 庁舎用地	50%	裁判所、検察庁、保健所、警察署、市庁舎等
	(5) 病院用地	25%	国立病院、公立病院
	(6) 有料の職員宿舍用地	25%	公務員宿舍、職員寮等
	(7) 遺跡、史跡等の保存用地	100%	国宝、文化財等の用地
	(8) 地方公共団体が管理する施設の用地	75%	図書館、市民会館、体育館、運動公園及びこれらに準ずる施設用地
3 条例第8条第2項第2号に規定する国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	国の企業用財産用地及び地方公営企業法に基づく企業用地	25%	林野庁の事業、水道事業、ガス事業等
4 条例第8条第2項	都市計画法（昭和43年法律	100%	道路、公園、河川、水路、消防の用に供

第3号に規定する国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者	第100号) に基づく事業認可を受けた土地及び土地収用法に基づく事業の認定を受けた土地		する貯水施設等
5 条例第8条第2項第4号に規定する公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者	生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている受益者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる受益者の所有する土地	100%	生活扶助受給期間中の期別納付額に限る。
6 条例第8条第2項第5号に規定するその他その状況により特に負担金を減額又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者	(1) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が学校教育法(昭和22年法律第6号)第1条に規定する学校の用に供する土地及び私立学校法第64条第4項に規定する法人が設置する施設の土地。ただし、本来の目的に使用しない土地及び居住に使用する土地は除く。	50%	私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園並びに専修学校、各種学校
	(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地。ただし、本来の目的に使用しない土地及び管理者の居住に使用する土地は除く。	50%	私立の保護施設、老人福祉施設、母子生活支援施設、身体障害者更正施設、知的障害者援護施設、保育施設等
	(3) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する団体が同条に規定する目的のために使用する土	50%	神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体の境内地等

地。ただし、本来の目的に使用しない土地及び管理者の居住に使用する土地は除く。		
(4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地及び同条第6項に規定する納骨堂の用に供する土地	100%	
(5) 自治会などが共用に供する施設にかかる土地	75%	公民館、集会所
(6) 消防団が所有し、又は使用する消防用器具備品などの格納庫用地又は防火用水用地	100%	
(7) 九州旅客鉄道株式会社が、その本来の事業の目的のために所有し、又は使用している土地 ア 鉄道の踏切 イ 駅前広場 ウ 鉄道軌道敷地	100% 50% 100%	
(8) 公共性のある私道で公道に準ずると認められるもの及び水路	100%	固定資産税を免除されているもの及び私権を行使しない旨の誓約があるものに限る。
(9) その他、市長が特に減免することが必要であると認められる土地	市長が認定する割合	

## 9. 受益者負担の申告について

受益者の正確を期するため、受益者は申告制度によって決定します。

賦課対象区域内に土地を所有している方に市役所から、**下水道事業受益者申告書**をお送りしますので、確認印を押して定められた期限までに市役所下水道課へ提出してください。

負担金の賦課は、この申告書をもとになされます。誤りがないかよく確認の上、次のように申告してください。

なお、申告書の提出がない場合、土地台帳や土地の登記簿によって市長が認定し、土地の所有者に負担金をかけることとなります。

### (1) 自分の土地を自分で使用している場合

そのまま押印して、土地所有者が市役所下水道課へ提出してください。

### (2) 土地を何人かで共有している場合

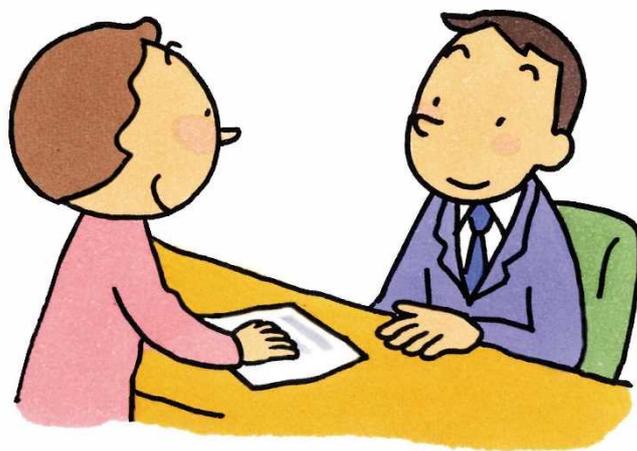
土地を共有している人の中から代表者を選んでいただき、共有者連名での押印の上、その方が代表して市役所下水道課に提出してください。

### (3) 自分の土地に権利者（賃借人・質権者・地上権者等）がいる場合

その土地の権利者と連名での押印の上、土地所有者が市役所下水道課へ提出してください。

### (4) 受益者になっている方が既に死亡している場合

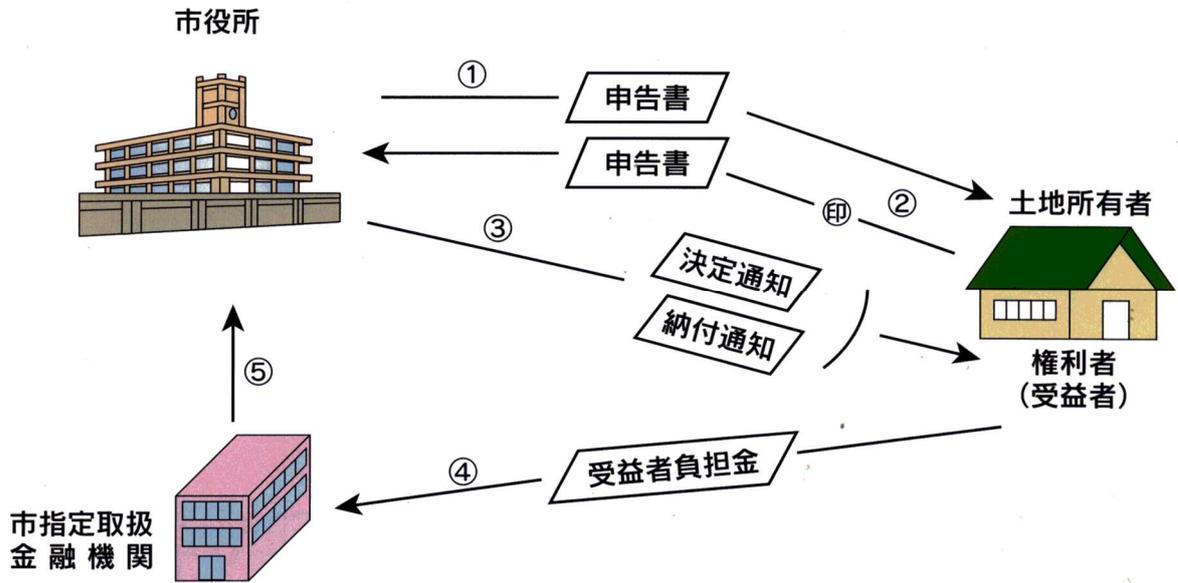
その土地を相続している方、または管理されている方が、代わって市役所下水道課に提出してください。係争中の場合は、ご相談ください。



# 10. 申告書の発送から納付まで

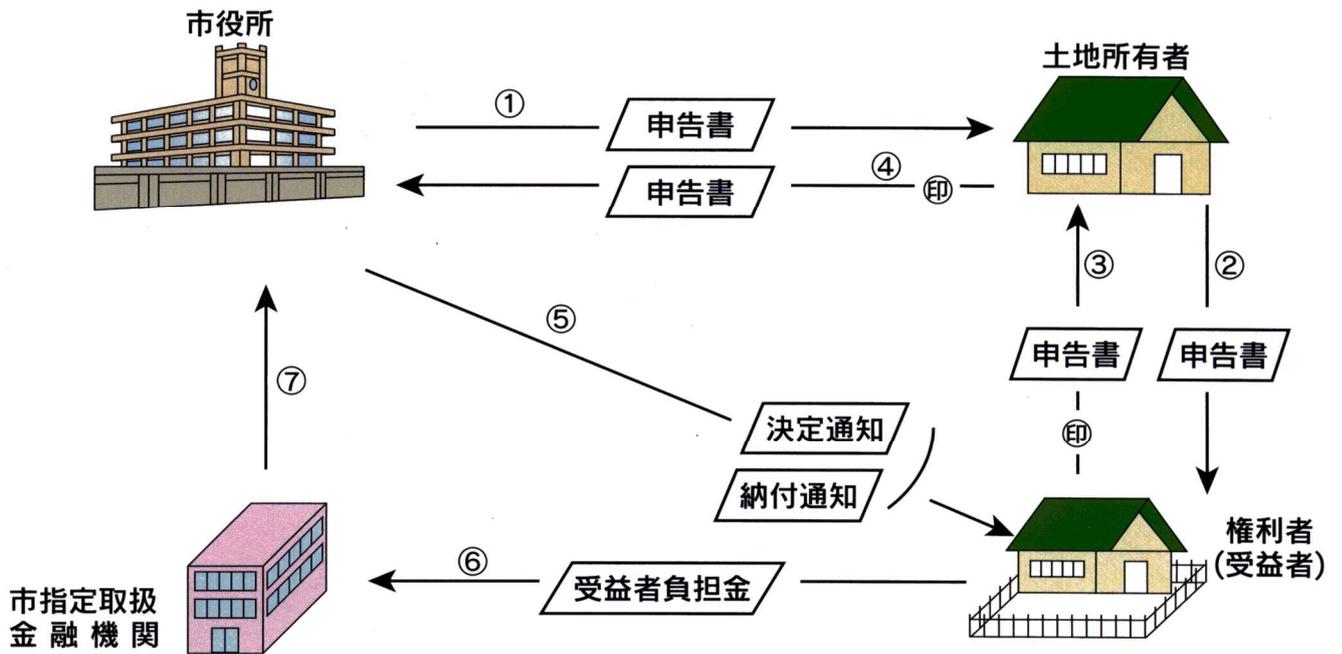
## (ア) 自分の土地を自分で使用している場合

(他に権利者のない場合)



## (イ) 自分の土地に権利者（賃借人・質権者・地上権者等）がいる場合

(他に権利者のある場合)



## 1 1. 受益者に変更があった場合は

土地の売買または貸借等の異動により、受益者となる方に変更があった場合、または受益者が住所等の変更をした場合には、すみやかに**下水道事業受益者変更申請書**あるいは**下水道事業受益者住所等変更届**を提出してください。

変更があったにもかかわらず変更の手続きをされませんと、従前どおりの旧受益者の方に納付書が送られ、ご迷惑をおかけすることになりますので、必ず提出されますようお願いいたします。



## 1 2. 受益者負担金に関する Q & A

**Q 1. 市民税・固定資産税等を納めているのに、受益者負担金を払わなければならないとなると、税の二重取りになるのではないですか。**

**A.** 都市計画法第 7 5 条では、「都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を、当該利益を受ける者に負担させることができる。」とされています。

税は、応能負担の原則に基づき、各個人の所得や資産の保有状況などに応じて負担するものであって、一般的に不特定多数の人々が利用する道路・公園・社会福祉施設等の整備に投資することを本旨としております。これに対して『受益者負担金』は、個別的な受益に基づき、下水道建設費用の一部を「受益の範囲内で負担」していただくものです。その土地に対し、一度限り賦課するもので、税金とは本質的に異なるものです。

**Q 2. 受益者負担金は、どうして土地が対象になるのですか。**

**A.** 公共下水道の建設によって受ける恩恵は、生活環境が良くなることだけでなく、土地の利用価値が高くなることです。そのため公共下水道施設の利用による受益は、土地の面積に比例することになります。一方、建物の構造や規模、下水道の使用状況、家族構成などを基準とした場合、変化する可能性があるため、基準値が不安定となり、かえって負担の不公平につながるおそれがあります。

したがって、現在の土地利用の状況に関係なく、将来において変化することがない土地の面積に応じることが、長期的に見て公平な負担方法といえます。

**Q 3. 受益者は原則として土地の所有者だということですが、実際に下水道を使用するのは、家に住んでいる者であり、利益を受けるのは居住者ではないのですか。**

**A.** その家屋に住んでいる方には、下水道施設の利用料として、下水道使用料を支払っていただくこととなります。下水道の整備によって土地の利用価値が高くなりますので、受益者は原則として土地の所有者となります。

**Q 4. 土地を何人かで共有している場合、誰が受益者となるのですか。**

**A.** 土地を共有している人の全員が受益者となり、連帯して納付する義務を負いますが、徴収事務の都合上、その中から代表者を選んでいただき、その方を代表者として、負担金の納付をされるようお願いいたします。

**Q 5. どのような場合に借地人等が受益者になるのですか。**

**A.** 土地に地上権等の権利が設定されている場合は、その権利者が受益者になりますが、その権利が登記されていれば問題ありません。しかし、貸借関係は、登記されているとは限りませんので、その場合は土地所有者と借地人の双方が、話し合いによって負担される方を決定していただくことにしています。

**Q 6. 受益者負担金を地主何割、借地人何割と決めることはできませんか。**

**A.** 受益者負担金は、土地に権利を持っているか否かで決定します。地主は所有権を有しておりますが、地上権、永小作権、質権等の登記をされた場合は、この権利が優先しますので、その権利の負担割合を地主何割、借地人何割と決めることはできません。しかし、当事者間の話し合いで負担割合を決定した場合は、その割合を申告していただき、希望どおり賦課することができます。

**Q 7. 一筆の土地を地主と借地人とで半分ずつ使用している場合はどうですか。**

**A.** このような場合には、負担金は半分ずつ振り分けられます。従って、申告の際は、その面積を明確に記載して申告してください。

**Q 8. 地代を払っているのに、借地人が負担金を払うのは、納得がいかないのですが。**

**A.** 借地に自分の家を建て、そこに自分が住んでいる場合のことだと思いますが、その土地に地上権等の権利がある場合は、その権利者が受益者となります。従って土地を占有しているのは家屋の所有者でありますから、地代とは別に負担金を納めていただくこととなります。

### Q 9. 登記簿面積と実測面積が違う場合はどうするのですか。

A. 負担金の算定基準となる面積は、原則として登記簿（公簿面積）上の面積です。しかし、登記簿面積と実測面積が大幅に異なる場合は、土地登記の地積訂正をしていただく必要があります。

### Q 10. 単位負担金額はどのようにして算出されるのですか。

A. 受益者負担金の算出については、国の提言をもとに、区域の下水道施設建設に要する建設事業費を積算して、汚水分の末端管きよ整備費相当額を基礎として算出します。末端管きよ整備費相当額を賦課対象区域面積で割り、その額に皆さんに負担していただく比率（負担率）をかけて単位負担金額を算出します。この算定方式は、多くの市町村が採用しています。計算式は次のとおりです。

$$\text{末端管きよ整備費相当額(円)} \div \text{賦課対象区域面積(m}^2\text{)} = \text{末端管きよ整備費単位工事費(円/m}^2\text{)}$$
$$\text{末端管きよ整備費単位工事費(円/m}^2\text{)} \times \text{負担率(\%)} = \text{単位負担金額(円/m}^2\text{)}$$

### Q 11. 農地・家庭菜園・公民館・社寺・駐車場などの場合はどうなりますか。

A. 排水区内の全ての土地を対象に負担金が賦課されますが、それぞれの土地の地目、利用目的によって徴収猶予又は減免の措置があります。農地については現況が農地等であれば、猶予の対象となりますし、公民館や社寺には減免措置がありますが、家庭菜園・駐車場などは猶予や減免の対象にはなりません。

### Q 12. 猶予措置を受けた土地に対する負担金の納付はどうなりますか。

A. 猶予が解除されたときは、猶予期間中の負担金を一括して納付していただきます。しかし、納期限の到来していない負担金については、従来の納期（残存納期）により納付していただくことになります。

**Q 1 3. 庭や空き地など、下水道整備による恩恵を直接受けない土地にも、負担金を賦課するのは不合理ではないですか。**

**A.** 負担金は、下水道の整備によってもたらされる利益に対して賦課されるものですが、賦課の時点ではその土地の利用状況によって、下水道の恩恵に浴していない土地であっても、将来的により高度な土地利用が可能となりますので、潜在的には受益があったものとみなすことができます。

**Q 1 4. 登記簿上は自分名義の土地であるが、実際は道路（公道）として使用されている場合、この土地も負担金を払わなければならないのですか。**

**A.** 登記簿では個人名義で表示され、地目も宅地でありながら、現況は道路として複数の人々が使用している土地もあります。しかし、個々のケースがあり詳細に現状を把握できておりませんので、現地調査を実施し減免の可否を決定することになります。この場合は、固定資産税が免除されている証明書を添付し、公道敷地として使用している旨の誓約が必要です。

**Q 1 5. 負担金を5年間で納める根拠は何ですか。**

**A.** 負担金は、公共下水道の建設費の一部に充当するものですから、一括納付を奨励していますが、受益者の立場から負担の緩和を考慮して、納期を年4回に分けて5年間で支払っていただくよう設定しています。

他市でも3～5年の分割方式を採用しているところが多いようです。

**Q 1 6. 受益者負担金は、税金控除の対象となりますか。**

**A.** 不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得について必要経費として認められます。この場合、事業等に利用している部分の土地に係る負担金についてのみ必要経費となり、繰延資産として6年間で償却することになります。ただし、負担金が20万円以下については、全額を納付義務の確定した年の必要経費として計上することもできます。なお、法人税の場合にも所得税と同様の取扱いとなることもありますが、詳しくは税務署にお尋ねください。

### Q 17. 下水道を使用しない場合は、負担金は納めなくてもよいのですか。

**A.** 結論からいいますと、負担金は納めていただかなければなりません。それは下水道が整備され、処理区域になると下水道を使用することが法律で義務付けられているからです。

下水道が整備されても、生活雑排水を側溝に垂れ流したり、汲み取り便所のままでいると、蚊やハエの発生源となり、公衆衛生や居住環境が損なわれ、周囲の人々に迷惑をかけることにもなります。

このようなことから、下水道の役割をご理解いただき、住み良いまちづくりにご協力をお願いします。

### Q 18. 負担金を滞納した場合はどうなりますか。

**A.** 受益者負担金は、公法上の債権の一種です。

都市計画法第75条の規定では、国税滞納処分の例により差押え等の処分することができるようになっております。

しかし、市としましても受益者負担金制度について皆さんに十分にご理解をいただき、このような事態にならないようにしたいと考えております。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

**下水道事業受益者負担金制度にご理解とご協力をお願いします。**



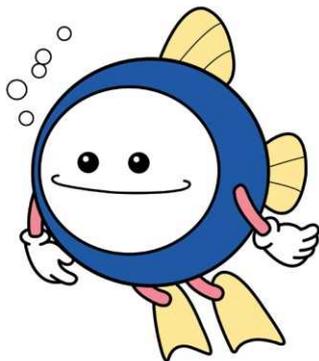
〔お問い合わせ先〕

日向市役所

下水道課

〒883-8555 日向市本町10番5号

電話 0982(54)4175



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」